

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴い、令和3年1月12日若しくは同月14日から知事が行った営業時間の短縮等（以下「時短営業」という。）の要請（以下「時短要請」という。）に協力した事業者に対し、兵庫県及び県内市町（以下「市町」という。）が協調して新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金」という。）を支給する事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱及び知事が別に定める新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給実施要領（以下「実施要領」という。）において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 事業者 法人及び個人をいう。
- (2) 参画市町 本事業の目的に賛同するとともに、本事業の協調実施について知事と委託契約を締結した市町をいう。

(実施要領の作成)

第3条 本事業の実施に当たっての運用及び取扱いについては、本要綱によるほか、実施要領による。

(支給対象者)

第4条 本事業の支給対象者は、次の各号の全てを満たす事業者をいう。なお、第4号及び第5号において、申請者が法人である場合には、その代表者についても同様とする。

- (1) 時短要請の対象となる施設を運営する事業者であること。
- (2) 時短要請への協力開始日より前に開業し、営業実態があること。
- (3) 対象となる施設が、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号又は同条第2号に規定する飲食店営業又は喫茶店営業において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に規定する許可を受けていること。なお、当該許可については、時短要請への協力開始日より前に受けていることを要する。
- (4) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (5) 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(協力金の額)

第5条 協力金の額は、別表1の第1欄の区分に応じた第2欄の金額とする。

2 本事業による協力金の支給は、支給対象施設1軒につき、別表1の第1欄の区分ごとに1回ずつとする。

(協力金の申請及び支給の期間)

第6条 協力金の申請及び支給の期間は、令和3年2月8日から令和4年3月31日までの間で、実施要領において別に定めるものとする。

(協力金の支給基準等)

第7条 知事は、別に定める基準に基づき、協力金を支給対象者に支給する。

2 支給に係る審査は、非公開で行う。

(推進体制・情報の共有)

第8条 知事は、市町と委託契約を締結し、これに基づいて、本事業の執行者として申請の受付、審査、支給の決定、支払等について適切に事業を運営し、統括する。

2 知事及び参画市町は、協調事業者として本事業の円滑な実施のため互いに協力し、情報の共有を図る。

(市町の委託料)

第9条 参画市町は、第8条1項の委託契約に基づき、域内事業者に対して知事が支給する協力金の15分の1に相当する額を委託料として知事に支出するものとする。

2 前項に規定する委託料の額が参画市町の予算を超える場合、知事は、当該参画市町に対して予算の増額に係る協議を行うことができる。

3 知事は、事業の実施に要する事務経費を負担し、参画市町に当該経費の負担を求めないものとする。

4 支給対象者からの返還金が生じた場合、知事は、当該返還金を支出している参画市町に対し、当該返還金の15分の1に相当する額を返還する。

(その他)

第10条 本要綱に定めのない事項については、別に定める。

2 知事及び支給対象者は、協力金の支給等に関し国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

本要綱は、令和3年1月15日から施行する。

附 則 (令和3年3月24日改正)

(施行期日)

本要綱は、令和3年3月24日から施行する。

別表1 (第5条関係)

第1欄		第2欄
区分		金額
神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市	左記区域内にある施設を運営し、令和3年1月12日から同月13日までの間において、時短要請に協力した事業者。ただし、時短営業を開始した日から令和3年1月13日まで、定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業を実施し、第4条第3号に規定する許可の有効期限が令和3年1月13日以降であること。	施設につき日額40,000円、ただし、施設の定休日等の店休日は支給対象外
兵庫県全域	左記区域内にある施設を運営し、令和3年1月14日から同年2月7日までの間において、時短要請に協力した事業者。ただし、時短営業を開始した日から令和3年2月7日まで、定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業を実施し、第4条第3号に規定する許可の有効期限が令和3年2月7日以降であること。	施設につき日額60,000円、ただし、施設の定休日等の店休日は支給対象外

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給実施要領

(趣旨)

第1条 この要領(以下「要領」という。)は、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給要綱(以下「支給要綱」という。)第3条に基づき、支給要綱に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(以下「協力金」という。)支給の実施に必要な事項を定める。

(事務局の設置)

第2条 知事は兵庫県時短協力金事務局(以下「事務局」という。)を設置し、支給に必要な事務を事務局が行う。

2 知事は、事務局の運営を民間事業者に委託して行わせることができる。

(申請書の提出)

第3条 協力金の支給を受けようとする事業者は、兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、令和3年2月8日から令和3年3月8日までに、知事に提出しなければならない。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

2 電子申請により協力金の支給を受けようとする事業者は、令和3年2月8日から令和3年3月8日までに知事に電子申請しなければならない。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

(支給の決定)

第4条 知事は、第3条各項の規定による申請を受理し、協力金の支給を決定したときは、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による支給の決定をするに当たり、必要な条件を付することができる。

3 知事は、第3条各号の規定による申請の内容が支給要件を満たしていないと認めるときは、申請者に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金不支給決定通知書(様式第3号)によりその旨を通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第5条 第4条第1項若しくは同条第3項の規定による通知を受けた申請者が、当該通知に係る支給の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る協力金の支給の決定はなかったものとみなす。

(支給)

第6条 知事は、第4条第1項の規定により、申請者に対し支給の決定をしたときは、当該申請者に対し速やかに協力金を支給するものとする。

2 支給の期間は令和3年2月17日から令和3年11月30日までとする。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

(支給決定の取消し等)

第7条 知事は、第4条第1項の規定による支給の決定を受けた申請者が、次の各号の一に該当すると認

められるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 支給要綱及び要領の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により協力金の支給を受けたとき。
- 2 知事は、前項の取消しの決定を行った場合において、申請者に対して協力金を既に支給済みであるときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させるものとする。

(遅延利息の納付)

第8条 前条の規定により、協力金の返還を命じられた申請者が、その返還に係る協力金を納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

(申請書等の不備等の取扱い)

- 第9条 第3条各項の規定により申請した内容について不備等がある場合、知事は申請者に不備解消を求めるが、知事が指定する期限までに申請書等の不備解消に至らなかった場合、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなす。
- 2 知事が第4条第1項の規定による支給決定を行った後、申請書等の不備による振込不能があった場合、知事は申請者に不備解消を求めるが、知事が指定する期限までに申請書等の不備解消に至らなかった場合、当該申請は取り下げられたものとする。

(補則)

第10条 要領に定めるもののほか、協力金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は令和3年1月15日から適用する。

附 則 (令和3年2月26日改正)

この要領は令和3年2月26日から適用する。

附 則 (令和3年3月24日改正)

この要領は令和3年3月24日から適用する。

附 則 (令和3年7月31日改正)

この要領は令和3年7月31日から適用する。

新型コロナウイルス感染症拡大防止第2期協力金支給要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴い、令和3年2月8日から知事が行った営業時間の短縮等（以下「時短営業」という。）の要請（以下「時短要請」という。）に協力した事業者に対し、兵庫県及び県内市町（以下「市町」という。）が協調して新型コロナウイルス感染症拡大防止第2期協力金（以下「協力金」という。）を支給する事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱及び知事が別に定める新型コロナウイルス感染症拡大防止第2期協力金支給実施要領（以下「実施要領」という。）において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 事業者 法人及び個人をいう。
- (2) 参画市町 本事業の目的に賛同するとともに、本事業の協調実施について知事と委託契約を締結した市町をいう。

(実施要領の作成)

第3条 本事業の実施に当たっての運用及び取扱いについては、本要綱によるほか、実施要領による。

(支給対象者)

第4条 本事業の支給対象者は、次の各号の全てを満たす事業者をいう。なお、第4号及び第5号において、申請者が法人である場合には、その代表者についても同様とする。

- (1) 時短要請の対象となる施設を運営する事業者であること。
- (2) 時短要請への協力開始日より前に開業し、営業実態があること。
- (3) 対象となる施設が、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号又は同条第2号に規定する飲食店営業又は喫茶店営業において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に規定する許可を受けていること。なお、当該許可については、時短要請への協力開始日より前に受けていることを要する。
- (4) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (5) 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(協力金の額)

第5条 協力金の額は、別表1の第1欄の区分に応じた第2欄の金額とする。

2 本事業による協力金の支給は、支給対象施設1軒につき、別表1の第1欄の区分ごとに1回ずつとする。

(協力金の申請及び支給の期間)

第6条 協力金の申請及び支給の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間で、実施要領において別に定めるものとする。

(協力金の支給基準等)

第7条 知事は、別に定める基準に基づき、協力金を支給対象者に支給する。

2 支給に係る審査は、非公開で行う。

(推進体制・情報の共有)

第8条 知事は、市町と委託契約を締結し、これに基づいて、本事業の執行者として申請の受付、審査、支給の決定、支払等について適切に事業を運営し、統括する。

2 知事及び参画市町は、協調事業者として本事業の円滑な実施のため互いに協力し、情報の共有を図る。

(市町の委託料)

第9条 参画市町は、第8条1項の委託契約に基づき、域内事業者に対して知事が支給する協力金の15分の1に相当する額を委託料として知事に支出するものとする。

2 前項に規定する委託料の額が参画市町の予算を超える場合、知事は、当該参画市町に対して予算の増額に係る協議を行うことができる。

3 知事は、事業の実施に要する事務経費を負担し、参画市町に当該経費の負担を求めないこととする。

4 支給対象者からの返還金が生じた場合、知事は、当該返還金を支出している参画市町に対し、当該返還金の15分の1に相当する額を返還する。

(その他)

第10条 本要綱に定めのない事項については、別に定める。

2 知事及び支給対象者は、協力金の支給等に関し国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

本要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

第1欄		第2欄
区分		金額
神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市	左記区域内にある施設を運営し、令和3年2月8日から同年3月31日までの間において、時短要請に協力した事業者。ただし、時短営業を開始した日から時短要請の終了日まで、定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業を実施し、第4条第3号に規定する許可の有効期限が令和3年3月31日以降であること。	施設につき令和3年2月8日から同月28日まで日額60,000円、令和3年3月1日から同月31日まで日額40,000円。ただし、施設の定休日等の店休日は支給対象外
兵庫県全域 (上記区域を除く)	左記区域内にある施設を運営し、令和3年2月8日から同年3月7日までの間において、時短要請に協力した事業者。ただし、時短営業を開始した日から時短要請の終了日まで、定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業を実施し、第4条第3号に規定する許可の有効期限が令和3年3月7日以降であること。	施設につき令和3年2月8日から同月28日まで日額60,000円、令和3年3月1日から同月7日まで日額40,000円。ただし、施設の定休日等の店休日は支給対象外

新型コロナウイルス感染症拡大防止第2期協力金支給実施要領

(趣旨)

第1条 この要領(以下「要領」という。)は、新型コロナウイルス感染症拡大防止第2期協力金支給要綱(以下「支給要綱」という。)第3条に基づき、支給要綱に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止第2期協力金(以下「協力金」という。)支給の実施に必要な事項を定める。

(事務局の設置)

第2条 知事は兵庫県時短協力金事務局(以下「事務局」という。)を設置し、支給に必要な事務を事務局が行う。

2 知事は、事務局の運営を民間事業者に委託して行わせることができる。

(申請書の提出)

第3条 協力金の支給を受けようとする事業者は、兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止第2期協力金申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、令和3年4月1日から令和3年4月30日までに、知事に提出しなければならない。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

2 電子申請により協力金の支給を受けようとする事業者は、令和3年4月1日から令和3年4月30日までに知事に電子申請しなければならない。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

(支給の決定)

第4条 知事は、第3条各項の規定による申請を受理し、協力金の支給を決定したときは、新型コロナウイルス感染症拡大防止第2期協力金支給決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による支給の決定をするに当たり、必要な条件を付することがある。

3 知事は、第3条各項の規定による申請の内容が支給要件を満たしていないと認めるときは、申請者に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止第2期協力金不支給決定通知書(様式第3号)によりその旨を通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第5条 第4条第1項若しくは同条第3項の規定による通知を受けた申請者が、当該通知に係る支給の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る協力金の支給の決定はなかったものとみなす。

(支給)

第6条 知事は、第4条第1項の規定により、申請者に対し支給の決定をしたときは、当該申請者に対し速やかに協力金を支給するものとする。

2 支給の期間は令和3年4月1日から令和3年8月31日までとする。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

(支給決定の取消し等)

第7条 知事は、第4条第1項の規定による支給の決定を受けた申請者が、次の各号の一に該当すると認められるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 支給要綱及び要領の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により協力金の支給を受けたとき。

2 知事は、前項の取消しの決定を行った場合において、申請者に対して協力金を既に支給済みであるときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させるものとする。

(遅延利息の納付)

第8条 前条の規定により、協力金の返還を命じられた申請者が、その返還に係る協力金を納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

(申請書等の不備等の取扱い)

第9条 第3条各項の規定により申請した内容について不備等がある場合、知事は申請者に不備解消を求めるが、知事が指定する期限までに申請書等の不備解消に至らなかった場合、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 知事が第4条第1項の規定による支給決定を行った後、申請書等の不備による振込不能があった場合、知事は申請者に不備解消を求めるが、知事が指定する期限までに申請書等の不備解消に至らなかった場合、当該申請は取り下げられたものとする。

(補則)

第10条 要領に定めるもののほか、協力金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は令和3年4月1日から適用する。

第3期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴い、令和3年4月1日から知事が行った営業時間の短縮等（以下「時短営業」という。）の要請（以下「時短要請」という。）に協力した事業者に対し、兵庫県及び県内市町（以下「市町」という。）が協調して第3期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金」という。）を支給する事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱及び知事が別に定める第3期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給実施要領（以下「実施要領」という。）において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 事業者 法人及び個人をいう。
- (2) 参画市町 本事業の目的に賛同するとともに、本事業の協調実施について知事と委託契約を締結した市町をいう。

(実施要領の作成)

第3条 本事業の実施に当たっての運用及び取扱いについては、本要綱によるほか、実施要領による。

(支給対象者)

第4条 本事業の支給対象者は、次の各号の全てを満たす事業者をいう。なお、第4号及び第5号において、申請者が法人である場合には、その代表者についても同様とする。

- (1) 時短要請の対象となる施設を運営する事業者であること。
- (2) 時短要請への協力開始日より前に開業し、営業実態があること。
- (3) 対象となる施設が、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号又は同条第2号に規定する飲食店営業又は喫茶店営業において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に規定する許可を受けていること。なお、当該許可については、時短要請への協力開始日より前に受けていることを要する。
- (4) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (5) 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(協力金の額)

第5条 協力金の額は、別表1の第1欄の区分に応じた第2欄の金額とする。

2 本事業による協力金の支給は、支給対象施設1軒につき、別表1の第1欄の区分ごとに1回ずつとする。

(協力金の申請及び支給の期間)

第6条 協力金の申請及び支給の期間は、令和3年5月25日から令和4年3月31日までの間で、実施要領において別に定めるものとする。

(協力金の支給基準等)

第7条 知事は、別に定める基準に基づき、協力金を支給対象者に支給する。

2 支給に係る審査は、非公開で行う。

(推進体制・情報の共有)

第8条 知事は、市町と委託契約を締結し、これに基づいて、本事業の執行者として申請の受付、審査、支給の決定、支払等について適切に事業を運営し、統括する。

- 2 知事及び参画市町は、協調事業者として本事業の円滑な実施のため互いに協力し、情報の共有を図る。

(市町の委託料)

第9条 参画市町は、第8条1項の委託契約に基づき、域内事業者に対して知事が支給する協力金の15分の1に相当する額を委託料として知事に支出するものとする。

- 2 前項に規定する委託料の額が参画市町の予算を超える場合、知事は、当該参画市町に対して予算の増額に係る協議を行うことができる。
- 3 知事は、事業の実施に要する事務経費を負担し、参画市町に当該経費の負担を求めないこととする。
- 4 支給対象者からの返還金が生じた場合、知事は、当該返還金を支出している参画市町に対し、当該返還金の15分の1に相当する額を返還する。

(その他)

第10条 本要綱に定めのない事項については、別に定める。

- 2 知事及び支給対象者は、協力金の支給等に関し国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

本要綱は、令和3年5月25日から施行する。

別表1. (第5条関係)

第1欄		第2欄
区分		金額
神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市		<p>施設につき</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月1日から同月4日まで 1日当たり4万円 令和3年4月5日から同月24日まで 1日当たり4万円～20万円(※) <p>※<中小企業> 前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて単価決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10万円以下の店舗：4万円 ・10万円超～25万円の店舗： (前年度等の1日当たり売上高) × 0.4 の額 ・25万円超の店舗：10万円 <p><大企業>(中小企業もこの方式を選択可能) 1日当たり売上高の減少額×0.4 (上限20万円)</p> <p>ただし、施設の定休日等の店休日は支給対象外</p>
伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 明石市 猪名川町	左記区域内にある施設を運営し、令和3年4月1日から同月24日までの間において、時短要請に協力した事業者。ただし、時短営業を開始した日から時短要請の終了日まで、定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業を実施し、第4条第3号に規定する許可の有効期限が令和3年4月24日以降であること。	<p>施設につき</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月1日から同月21日まで 1日当たり4万円 令和3年4月22日から同月24日まで 1日当たり4万円～20万円(※) <p>※<中小企業> 前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて単価決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10万円以下の店舗：4万円 ・10万円超～25万円の店舗： (前年度等の1日当たり売上高) × 0.4 の額 ・25万円超の店舗：10万円 <p><大企業>(中小企業もこの方式を選択可能) 1日当たり売上高の減少額×0.4 (上限20万円)</p> <p>ただし、施設の定休日等の店休日は支給対象外</p>
加古川市 高砂市 姫路市 稲美町 播磨町 神河町 市川町 福崎町		<p>施設につき</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月1日から同月21日まで 1日当たり4万円 令和3年4月22日から同月24日まで 1日当たり2.5万円～20万円(※) <p>※<中小企業> 前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて単価決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・83,333円以下の店舗：2.5万円 ・83,333円超～25万円の店舗： (前年度等の1日当たり売上高) × 0.3 の額 ・25万円超の店舗：7.5万円 <p><大企業>(中小企業もこの方式を選択可能) 1日当たり売上高の減少額×0.4 (上限：20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額)</p> <p>ただし、施設の定休日等の店休日は支給対象外</p>



第3期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給実施要領

(趣旨)

第1条 この要領（以下「要領」という。）は、第3期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給要綱（以下「支給要綱」という。）第3条に基づき、支給要綱に定めるもののほか、第3期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金」という。）支給の実施に必要な事項を定める。

(事務局の設置)

第2条 知事は兵庫県時短等協力金（飲食店向け）事務局（以下「事務局」という。）を設置し、支給に必要な事務を事務局が行う。

2 知事は、事務局の運営を民間事業者に委託して行わせることができる。

(申請書の提出)

第3条 協力金の支給を受けようとする事業者は、第3期兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、令和3年5月25日から令和3年6月30日までに、知事に提出しなければならない。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

2 第3期及び第4期を一括で申請する場合のみ電子申請することができる。なお、電子申請により協力金の支給を受けようとする事業者は、令和3年6月1日から令和3年6月30日までに知事に電子申請しなければならない。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

(支給の決定)

第4条 知事は、第3条各項の規定による申請を受理し、協力金の支給を決定したときは、第3期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による支給の決定をするに当たり、必要な条件を付することがある。

3 知事は、第3条各項の規定による申請の内容が支給要件を満たしていないと認めるときは、申請者に対し、第3期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金不支給決定通知書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第5条 第4条第1項若しくは同条第3項の規定による通知を受けた申請者が、当該通知に係る支給の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る協力金の支給の決定はなかったものとみなす。

(支給)

第6条 知事は、第4条第1項の規定により、申請者に対し支給の決定をしたときは、当該申請者に対し速やかに協力金を支給するものとする。

2 支給の期間は令和3年5月25日から令和3年9月30日までとする。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

(支給決定の取消し等)

第7条 知事は、第4条第1項の規定による支給の決定を受けた申請者が、次の各号の一に該当すると認められるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 支給要綱及び要領の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により協力金の支給を受けたとき。

2 知事は、前項の取消しの決定を行った場合において、申請者に対して協力金を既に支給済みであるときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させるものとする。

(遅延利息の納付)

第8条 前条の規定により、協力金の返還を命じられた申請者が、その返還に係る協力金を納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

(申請書等の不備等の取扱い)

第9条 第3条各項の規定により申請した内容について不備等がある場合、知事は申請者に不備解消を求めるが、知事が指定する期限までに申請書等の不備解消に至らなかった場合、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 知事が第4条第1項の規定による支給決定を行った後、申請書等の不備による振込不能があった場合、知事は申請者に不備解消を求めるが、知事が指定する期限までに申請書等の不備解消に至らなかった場合、当該申請は取り下げられたものとする。

(補則)

第10条 要領に定めるもののほか、協力金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は令和3年5月25日から適用する。

第4期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴い、令和3年4月25日から知事が行った休業又は営業時間の短縮（以下「時短営業」という。）等の要請（以下「休業等要請」という。）に協力した事業者に対し、第4期兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金」という。）を支給する事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱及び知事が別に定める第4期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給実施要領（以下「実施要領」という。）において、「事業者」とは、法人及び個人をいう。

(実施要領の作成)

第3条 本事業の実施に当たっての運用及び取扱いについては、本要綱によるほか、実施要領による。

(支給対象者)

第4条 本事業の支給対象者は、次の各号の全てを満たす事業者をいう。なお、第4号及び第5号において、申請者が法人である場合には、その代表者についても同様とする。

- (1) 休業等要請の対象となる施設を運営する事業者であること。
- (2) 休業等要請への協力開始日より前に開業し、営業実態があること。
- (3) 対象となる施設が、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号又は同条第2号に規定する飲食店営業又は喫茶店営業において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に規定する許可を受けていること。なお、当該許可については、休業等要請への協力開始日より前に受けていることを要する。
- (4) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (5) 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(協力金の額)

第5条 協力金の額は、別表1の第1欄の区分に応じた第2欄の金額とする。

2 本事業による協力金の支給は、支給対象施設1軒につき、1回とする。

(協力金の申請及び支給の期間)

第6条 協力金の申請及び支給の期間は、令和3年6月1日から令和4年3月31日までの間で、実施要領において別に定めるものとする。

(協力金の支給基準等)

第7条 知事は、別に定める基準に基づき、協力金を支給対象者に支給する。

2 支給に係る審査は、非公開で行う。

(推進体制)

第8条 知事は、本事業の執行者として申請の受付、審査、支給の決定、支払等について適切に事業を運営し、統括する。

(その他)

第9条 本要綱に定めのない事項については、別に定める。

2 知事及び支給対象者は、協力金の支給等に関し国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則
(施行期日)

本要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

第1欄		第2欄
区分		金額
兵庫県全域	左記区域内にある施設を運営し、令和3年4月25日から同年5月11日、若しくは同年5月31日までの間、又は同年5月12日から同年5月31日までの間、定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して休業又は時短営業を実施し、休業等要請に協力した事業者。第4条第3号に規定する許可の有効期限が休業等要請の期間の最終日以降であること。	<p>施設につき 1日当たり4万円～20万円(※)</p> <p>※<中小企業> 前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて単価決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10万円以下の店舗：4万円 ・10万円超～25万円の店舗： (前年度等の1日当たり売上高)×0.4の額 ・25万円超の店舗：10万円 <p><大企業> (中小企業もこの方式を選択可能) 1日当たり売上高の減少額×0.4 (上限20万円)</p> <p>ただし、施設の定休日等の店休日は支給対象外</p>

第4期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給実施要領

(趣旨)

第1条 この要領(以下「要領」という。)は、第4期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給要綱(以下「支給要綱」という。)第3条に基づき、支給要綱に定めるもののほか、第4期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(以下「協力金」という。)支給の実施に必要な事項を定める。

(事務局の設置)

第2条 知事は兵庫県時短等協力金(飲食店向け)事務局(以下「事務局」という。)を設置し、支給に必要な事務を事務局が行う。

2 知事は、事務局の運営を民間事業者に委託して行わせることができる。

(申請書の提出)

第3条 協力金の支給を受けようとする事業者は、第3期・第4期兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、令和3年6月1日から令和3年6月30日までに、知事に提出しなければならない。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

2 第3期及び第4期を一括で申請する場合のみ電子申請することができる。なお、電子申請により協力金の支給を受けようとする事業者は、令和3年6月1日から令和3年6月30日までに知事に電子申請しなければならない。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

(支給の決定)

第4条 知事は、第3条各項の規定による申請を受理し、協力金の支給を決定したときは、第4期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による支給の決定をするに当たり、必要な条件を付することがある。

3 知事は、第3条各項の規定による申請の内容が支給要件を満たしていないと認めるときは、申請者に対し、第4期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金不支給決定通知書(様式第3号)によりその旨を通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第5条 第4条第1項若しくは同条第3項の規定による通知を受けた申請者が、当該通知に係る支給の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る協力金の支給の決定はなかったものとみなす。

(支給)

第6条 知事は、第4条第1項の規定により、申請者に対し支給の決定をしたときは、当該申請者に対し速やかに協力金を支給するものとする。

2 支給の期間は令和3年6月1日から令和3年9月30日までとする。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

(支給決定の取消し等)

第7条 知事は、第4条第1項の規定による支給の決定を受けた申請者が、次の各号の一に該当すると認められるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 支給要綱及び要領の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により協力金の支給を受けたとき。

2 知事は、前項の取消しの決定を行った場合において、申請者に対して協力金を既に支給済みであるときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させるものとする。

(遅延利息の納付)

第8条 前条の規定により、協力金の返還を命じられた申請者が、その返還に係る協力金を納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

(申請書等の不備等の取扱い)

第9条 第3条各項の規定により申請した内容について不備等がある場合、知事は申請者に不備解消を求めるが、知事が指定する期限までに申請書等の不備解消に至らなかった場合、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 知事が第4条第1項の規定による支給決定を行った後、申請書等の不備による振込不能があった場合、知事は申請者に不備解消を求めるが、知事が指定する期限までに申請書等の不備解消に至らなかった場合、当該申請は取り下げられたものとする。

(補則)

第10条 要領に定めるもののほか、協力金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は令和3年6月1日から適用する。

第5期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴い、令和3年6月1日から知事が行った休業又は営業時間の短縮（酒類提供の取り止めを含む。以下「時短営業」という。）等の要請（以下「休業等要請」という。）に協力した事業者に対し、第5期兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金」という。）を支給する事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱及び知事が別に定める第5期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給実施要領（以下「実施要領」という。）において、「事業者」とは、法人及び個人をいう。

(実施要領の作成)

第3条 本事業の実施に当たっての運用及び取扱いについては、本要綱によるほか、実施要領による。

(支給対象者)

第4条 本事業の支給対象者は、次の各号の全てを満たす事業者をいう。なお、第4号及び第5号において、申請者が法人である場合には、その代表者についても同様とする。

- (1) 休業等要請の対象となる施設を運営する事業者であること。
- (2) 休業等要請への協力開始日より前に開業し、営業実態があること。
- (3) 対象となる施設が、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条各号に規定する飲食店営業等において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可を受けていること。なお、当該許可については、休業等要請への協力開始日より前に受けていることを要する。
- (4) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (5) 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(協力金の額)

第5条 協力金の額は、別表1の第1欄の区分に応じた第2欄の金額とする。

2 本事業による協力金の支給は、支給対象施設1軒につき、1回とする。

(協力金の申請及び支給の期間)

第6条 協力金の申請及び支給の期間は、令和3年7月12日から令和4年3月31日までの間で、実施要領において別に定めるものとする。

(協力金の支給基準等)

第7条 知事は、別に定める基準に基づき、協力金を支給対象者に支給する。

2 支給に係る審査は、非公開で行う。

(推進体制)

第8条 知事は、本事業の執行者として申請の受付、審査、支給の決定、支払等について適切に事業を運営し、統括する。

(その他)

第9条 本要綱に定めのない事項については、別に定める。

2 知事及び支給対象者は、協力金の支給等に関し国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則
(施行期日)

本要綱は、令和3年7月12日から施行する。

別表1 (第5条関係)

第1欄	第2欄
区分	金額
<p>神戸地域 阪神南地域 阪神北地域 東播磨地域 姫路市</p> <p>左記区域内にある施設を運営し、令和3年6月1日から同年6月20日、若しくは同年7月11日までの間、又は同年6月21日から同年7月11日までの間において休業等要請に協力した事業者。ただし、休業又は時短営業を開始した日から休業等要請の終了日まで、定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して休業又は時短営業を実施し(なお、土日に酒類提供を取り止めることによる加算措置の対象となる令和3年6月26日、27日、同年7月3日、4日、10日、11日の6日間については、平日分と分けて協力金を算出するため、継続していることを要しない。)、第4条第3号に規定する許可の有効期限が休業等要請の期間の最終日以降であること。</p>	<p>施設につき</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年6月1日から同月20日まで <p><中小企業></p> <p>1日当たり4万円~10万円(※)</p> <p>※前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10万円以下の店舗：4万円 ・10万円超~25万円の店舗： (前年等の1日当たり売上高)×0.4の額 ・25万円超の店舗：10万円 <p><大企業>(中小企業もこの方式を選択可能)</p> <p>1日当たり1千円~20万円(※)</p> <p>※前年又は前々年からの1日当たり売上高減少額に応じて単価決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日当たり売上高の減少額×0.4(上限20万円) <ul style="list-style-type: none"> 令和3年6月21日から同年7月11日まで <p><中小企業></p> <p>1日当たり3万円(又は4万円(※2))~10万円(※1)</p> <p>※1前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定</p> <p>※2土日に酒類提供を取り止めることによる加算措置が適用される場合</p> <p>【平日等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7.5万円以下の店舗：3万円 ・7.5万円超~25万円の店舗： (前年等の1日当たり売上高)×0.4の額 ・25万円超の店舗：10万円 <p>【土日(土日に酒類提供を取り止めることによる加算措置)】</p> <p>平日に時短営業している店舗(酒類提供あり)が土日(定休日除く)に酒類の提供を止める(休業含む)場合に下記の単価を適用する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10万円以下の店舗：4万円 ・10万円超~25万円の店舗： (前年等の1日当たり売上高)×0.4の額 ・25万円超の店舗：10万円 <p><大企業>(中小企業もこの方式を選択可能)</p> <p>1日当たり1千円~20万円(※)</p> <p>※前年又は前々年からの1日当たり売上高減少額に応じて単価決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日当たり売上高の減少額×0.4(上限20万円) <p>ただし、施設の定休日等の店休日は支給対象外</p>

<p>北播磨地域 中播磨地域(姫路市除く) 西播磨地域 但馬地域 丹波地域 淡路地域</p>	<p>左記区域内にある施設を運営し、令和3年6月1日から同年6月20日、若しくは同年7月11日までの間、又は同年6月21日から同年7月11日までの間において休業等要請に協力した事業者。ただし、休業又は時短営業を開始した日から休業等要請の終了日まで、定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して休業又は時短営業を実施し、第4条第3号に規定する許可の有効期限が休業等要請の期間の最終日以降であること。</p>	<p>施設につき</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年6月1日から同月20日まで <中小企業> 1日当たり4万円～10万円(※) ※前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定 <ul style="list-style-type: none"> ・10万円以下の店舗：4万円 ・10万円超～25万円の店舗： (前年等の1日当たり売上高)×0.4の額 ・25万円超の店舗：10万円 <大企業>(中小企業もこの方式を選択可能) 1日当たり1千円～20万円(※) ※前年又は前々年からの1日当たり売上高減少額に応じて単価決定 <ul style="list-style-type: none"> ・1日当たり売上高の減少額×0.4(上限20万円) 令和3年6月21日から同年7月11日まで <中小企業> 1日当たり2.5万円～7.5万円(※) ※前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定 <ul style="list-style-type: none"> ・83,333円以下の店舗：2.5万円 ・83,334円～25万円の店舗： (前年等の1日当たり売上高)×0.3の額 ・25万円超の店舗：7.5万円 <大企業>(中小企業もこの方式を選択可能) 1日当たり1千円～20万円(※) ※前年又は前々年からの1日当たり売上高減少額に応じて単価決定 <ul style="list-style-type: none"> ・1日当たり売上高の減少額×0.4 (上限：20万円又は前年若しくは前々年の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額) <p>ただし、施設の定休日等の店休日は支給対象外</p>
--	--	--

【注：地域別市町について】

- ・神戸地域：神戸市
- ・阪神南地域：尼崎市、西宮市、芦屋市
- ・阪神北地域：伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
- ・東播磨地域：明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
- ・北播磨地域：西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
- ・中播磨地域：姫路市、神河町、市川町、福崎町
- ・西播磨地域：相生市、赤穂市、たつの市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町
- ・但馬地域：豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
- ・丹波地域：丹波市、丹波篠山市
- ・淡路地域：淡路市、洲本市、南あわじ市



第5期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給実施要領

(趣旨)

第1条 この要領（以下「要領」という。）は、第5期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給要綱（以下「支給要綱」という。）第3条に基づき、支給要綱に定めるもののほか、第5期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金」という。）支給の実施に必要な事項を定める。

(事務局の設置)

第2条 知事は兵庫県時短等協力金（飲食店向け）事務局（以下「事務局」という。）を設置し、支給に必要な事務を事務局が行う。

2 知事は、事務局の運営を民間事業者に委託して行わせることができる。

(申請書の提出)

第3条 協力金の支給を受けようとする事業者は、第5期兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、令和3年7月12日から令和3年8月13日までに、知事に提出しなければならない。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

2 電子申請により協力金の支給を受けようとする事業者は、令和3年7月12日から令和3年8月13日までに知事に電子申請しなければならない。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

(支給の決定)

第4条 知事は、第3条各項の規定による申請を受理し、協力金の支給を決定したときは、第5期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による支給の決定をするに当たり、必要な条件を付することがある。

3 知事は、第3条各項の規定による申請の内容が支給要件を満たしていないと認めるときは、申請者に対し、第5期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金不支給決定通知書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第5条 第4条第1項若しくは同条第3項の規定による通知を受けた申請者が、当該通知に係る支給の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る協力金の支給の決定はなかったものとみなす。

(支給)

第6条 知事は、第4条第1項の規定により、申請者に対し支給の決定をしたときは、当該申請者に対し速やかに協力金を支給するものとする。

2 支給の期間は令和3年7月12日から令和3年11月30日までとする。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

(支給決定の取消し等)

第7条 知事は、第4条第1項の規定による支給の決定を受けた申請者が、次の各号の一に該当すると認められるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 支給要綱及び要領の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により協力金の支給を受けたとき。

2 知事は、前項の取消しの決定を行った場合において、申請者に対して協力金を既に支給済みであるときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させるものとする。

(遅延利息の納付)

第8条 前条の規定により、協力金の返還を命じられた申請者が、その返還に係る協力金を納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

(申請書等の不備等の取扱い)

第9条 第3条各項の規定により申請した内容について不備等がある場合、知事は申請者に不備解消を求めるが、知事が指定する期限までに申請書等の不備解消に至らなかった場合、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 知事が第4条第1項の規定による支給決定を行った後、申請書等の不備による振込不能があった場合、知事は申請者に不備解消を求めるが、知事が指定する期限までに申請書等の不備解消に至らなかった場合、当該申請は取り下げられたものとする。

(補則)

第10条 要領に定めるもののほか、協力金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は令和3年7月12日から適用する。

第6期・第7期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴い、令和3年7月1.2日から知事が行った営業時間の短縮（以下「時短営業」という。）等の要請（以下「時短等要請」という。）に協力した事業者に対し、第6期・第7期兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金」という。）を支給する事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱及び知事が別に定める第6期・第7期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給実施要領（以下「実施要領」という。）において、「事業者」とは、法人及び個人をいう。

(実施要領の作成)

第3条 本事業の実施に当たっての運用及び取扱いについては、本要綱によるほか、実施要領による。

(支給対象者)

第4条 本事業の支給対象者は、次の各号の全てを満たす事業者をいう。なお、第4号及び第5号において、申請者が法人である場合には、その代表者についても同様とする。

- (1) 時短等要請の対象となる施設を運営する事業者であること。
- (2) 時短等要請への協力開始日より前に開業し、営業実態があること。
- (3) 対象となる施設が、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条各号に規定する飲食店営業等において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可を受けていること。なお、当該許可については、時短等要請への協力開始日より前に受け付けていることを要する。
- (4) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (5) 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(協力金の額)

第5条 協力金の額は、別表1の第1欄の区分に応じた第2欄の金額とする。

- 2 本事業による協力金の支給は、支給対象施設1軒につき、別表1の第1欄の区分ごとに1回ずつとする。
- 3 本事業による協力金は、前項の規定にかかわらず、前金払することができる。なお、前金払は、支給対象施設1軒につき、1回とする。
- 4 前金払することができる協力金の額は、別表2の第1欄の区分に応じた第2欄の金額とする。

(協力金の申請及び支給の期間)

第6条 協力金の申請及び支給の期間は、令和3年8月11日から令和4年3月31日までの間で、実施要領において別に定めるものとする。

(協力金の支給基準等)

第7条 知事は、別に定める基準に基づき、協力金を支給対象者に支給する。

- 2 支給に係る審査は、非公開で行う。

(推進体制)

第8条 知事は、本事業の執行者として申請の受付、審査、支給の決定、支払等について適切に事業を運営し、統括する。

(その他)

第9条 本要綱に定めのない事項については、別に定める。

2 知事及び支給対象者は、協力金の支給等に関し国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

本要綱は、令和3年8月11日から施行する。

附 則 (令和3年8月19日改正)

(施行期日)

本要綱は、令和3年8月19日から施行する。

別表1 (第5条第1項関係)

第1欄		第2欄
区分		金額
<p>【第6期】 [7/12~7/31] 神戸地域 阪神南地域 阪神北地域 明石市</p> <p>[8/1] 神戸地域 阪神南地域 阪神北地域 東播磨地域 姫路市</p>	<p>左記区域内にある施設を運営し、原則として令和3年7月12日から同年8月1日、若しくは同年8月19日までの間、又は同年8月2日から同年8月19日までの間において時短等要請に協力した事業者。ただし、時短営業を開始した日から時短等要請の終了日まで、定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業を実施し、第4条第3号に規定する許可の有効期限が時短等要請の期間の最終日以降であること。</p>	<p>施設につき ＜中小企業＞ 1日当たり2.5万円～7.5万円(※) ※前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 83,333円以下の店舗：2.5万円 ・ 83,334円～25万円の店舗： (前年等の1日当たり売上高) × 0.3の額 ・ 25万円超の店舗：7.5万円 <p>＜大企業＞(中小企業もこの方式を選択可能) 1日当たり1千円～20万円(※) ※前年又は前々年からの1日当たり売上高減少額に応じて単価決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日当たり売上高の減少額 × 0.4 (上限：20万円又は前年若しくは前々年の1日当たり売上高 × 0.3のいずれか低い額) <p>ただし、施設の定休日等の店休日は支給対象外</p>
<p>【第6期】 [7/12~7/31] 東播磨地域(明石市除く) 北播磨地域 中播磨地域 西播磨地域 但馬地域 丹波地域 淡路地域</p> <p>[8/1] 北播磨地域 中播磨地域(姫路市除く) 西播磨地域 但馬地域 丹波地域 淡路地域</p>		<p>施設につき、1日当たり2万円、 ただし、施設の定休日等の店休日は支給対象外</p>

<p>【第7期】 [8/2~8/15] 神戸地域 阪神南地域 阪神北地域 東播磨地域 姫路市 [8/16~8/19] 神戸地域 阪神南地域 阪神北地域 東播磨地域 北播磨地域 中播磨地域 西播磨地域 丹波地域 淡路地域</p>		<p>施設につき ＜中小企業＞ 1日当たり3.5万円～10万円(※) ※前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて 単価決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 8.75万円以下の店舗：3.5万円 ・ 8.75万円超～25万円の店舗： (前年等の1日当たり売上高)×0.4の額 ・ 25万円超の店舗：10万円 </p> <p>＜大企業＞(中小企業もこの方式を選択可能) 1日当たり1千円～20万円(※) ※前年又は前々年からの1日当たり売上高減少額に応じて単価決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日当たり売上高の減少額×0.4 (上限：20万円) </p> <p>ただし、施設の定休日等の店休日は支給対象外</p>
<p>【第7期】 [8/2~8/15] 北播磨地域 中播磨地域(姫路市除く) 西播磨地域 但馬地域 丹波地域 淡路地域 [8/16~8/19] 但馬地域</p>		<p>＜中小企業＞ 1日当たり2.5万円～7.5万円(※) ※前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて 単価決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 83,333円以下の店舗：2.5万円 ・ 83,334円～25万円の店舗： (前年等の1日当たり売上高)×0.3の額 ・ 25万円超の店舗：7.5万円 </p> <p>＜大企業＞(中小企業もこの方式を選択可能) 1日当たり1千円～20万円(※) ※前年又は前々年からの1日当たり売上高減少額に応じて単価決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日当たり売上高の減少額×0.4 (上限：20万円又は前年若しくは前々年の1日 当たり売上高×0.3のいずれか低い額) </p> <p>ただし、施設の定休日等の店休日は支給対象外</p>

別表2 (第5条第4項関係)

第1欄	第2欄
区分	金額
<p>神戸地域 阪神南地域 阪神北地域 東播磨地域 姫路市</p>	<p>左記区域内にある施設を運営し、 ①令和3年8月2日から同月31日までの間、定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短等要請に協力する見込みであること ②第4条第3号に規定する許可の有効期限が時短等要請の期間の最終日以降であること ③以前から兵庫県の要請に応じている施設であり、過去の兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第3期又は第4期)の支給を受けた実績があること ④本事業における協力金の申請において売上高方式(一律額による支給</p> <p>施設につき、一律52.5万円</p>

<p>北播磨地域 中播磨地域(姫路市除く) 西播磨地域 但馬地域 丹波地域 淡路地域</p>	<p>の場合を含む)で申請する施設であること(大企業、みなし大企業及び売上高減少方式を選択した中小企業は対象外)</p> <p>⑤令和3年8月2日から同月31日までの要請期間(30日間)において、定休日等の店休日を除いて、時短等要請に協力した日数が15日以上となることが見込まれる施設であること</p> <p>⑥これまで兵庫県のと要請に違反した事実がないこと、又は兵庫県に対して過去の協力金について虚偽の申請を行っていないこと</p>	<p>施設につき、一律37.5万円</p>
--	---	-----------------------

【注：地域別市町について】

- ・神戸地域：神戸市
- ・阪神南地域：尼崎市、西宮市、芦屋市
- ・阪神北地域：伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
- ・東播磨地域：明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
- ・北播磨地域：西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
- ・中播磨地域：姫路市、神河町、市川町、福崎町
- ・西播磨地域：相生市、赤穂市、たつの市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町
- ・但馬地域：豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
- ・丹波地域：丹波市、丹波篠山市
- ・淡路地域：淡路市、洲本市、南あわじ市

第6期・第7期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給実施要領

(趣旨)

第1条 この要領（以下「要領」という。）は、第6期・第7期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給要綱（以下「支給要綱」という。）第3条に基づき、支給要綱に定めるもののほか、第6期・第7期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金」という。）支給の実施に必要な事項を定める。

(事務局の設置)

第2条 知事は兵庫県時短等協力金（飲食店向け）事務局（以下「事務局」という。）を設置し、支給に必要な事務を事務局が行う。

2 知事は、事務局の運営を民間事業者に委託して行わせることができる。

(申請書の提出)

第3条 協力金の支給を受けようとする事業者は、第6期・第7期兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、令和3年8月30日から令和3年9月30日までに、知事に提出しなければならない。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

2 電子申請により協力金の支給を受けようとする事業者は、令和3年8月30日から令和3年9月30日までに知事に電子申請しなければならない。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

3 協力金の前金払を受けようとする事業者は、令和3年8月11日から令和3年8月19日までに、知事に電子申請しなければならない。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

(支給の決定)

第4条 知事は、第3条各項の規定による申請を受理し、協力金の支給を決定したときは、第6期・第7期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。ただし、第3条第3項の規定による申請を受理し、協力金の支給を決定した場合、第6期・第7期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給決定通知書（様式第2号）による申請者への通知はこの限りではない。

2 知事は、前項の規定による支給の決定をするに当たり、必要な条件を付することができる。

3 知事は、第3条各項の規定による申請の内容が支給要件を満たしていないと認めるときは、申請者に対し、第6期・第7期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金不支給決定通知書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第5条 第4条第1項若しくは同条第3項の規定による通知を受けた申請者が、当該通知に係る支給の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る協力金の支給の決定はなかったものとみなす。

(支給)

第6条 知事は、第4条第1項の規定により、申請者に対し支給の決定をしたときは、当該申請者に対し速やかに協力金を支給するものとする。

2 支給の期間は令和3年8月11日から令和3年12月31日までとする。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

(支給決定の取消し等)

第7条 知事は、第4条第1項の規定による支給の決定を受けた申請者が、次の各号の一に該当すると認められるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 支給要綱及び要領の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により協力金の支給を受けたとき。

(協力金の返還)

第8条 知事は、前条の取消し決定を行った場合において、申請者に対して協力金を既に支給済みであるときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させるものとする。

2 知事は、第4条第1項の規定により、申請者に対し支給の決定をした場合において、申請者に対して既にその額を超える協力金を支給済みであるときは、期限を定めて、既に支給されている超過分の協力金を返還させるものとする。

(遅延利息の納付)

第9条 前条の規定により、協力金の返還を命じられた申請者が、その返還に係る協力金を納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

(申請書等の不備等の取扱い)

第10条 第3条各項の規定により申請した内容について不備等がある場合、知事は申請者に不備解消を求めるが、知事が指定する期限までに申請書等の不備解消に至らなかった場合、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 知事が第4条第1項の規定による支給決定を行った後、申請書等の不備による振込不能があった場合、知事は申請者に不備解消を求めるが、知事が指定する期限までに申請書等の不備解消に至らなかった場合、当該申請は取り下げられたものとする。

(補則)

第11条 要領に定めるもののほか、協力金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は令和3年8月11日から適用する。

附 則 (令和3年8月19日改正)

この要領は令和3年8月19日から適用する。

第8期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴い、令和3年8月20日から知事が行った休業又は営業時間の短縮（酒類及びカラオケ設備の提供の取り止めを含む。以下「時短営業」という。）等の要請（以下「休業等要請」という。）に協力した事業者に対し、第8期兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金」という。）を支給する事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱及び知事が別に定める第8期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給実施要領（以下「実施要領」という。）において、「事業者」とは、法人及び個人をいう。

(実施要領の作成)

第3条 本事業の実施に当たっての運用及び取扱いについては、本要綱によるほか、実施要領による。

(支給対象者)

第4条 本事業の支給対象者は、次の各号の全てを満たす事業者をいう。なお、第4号及び第5号において、申請者が法人である場合には、その代表者についても同様とする。

- (1) 休業等要請の対象となる施設を運営する事業者であること。
- (2) 休業等要請への協力開始日より前に開業し、営業実態があること。
- (3) 対象となる施設が、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条各号に規定する飲食店営業等において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可を受けていること。なお、当該許可については、休業等要請への協力開始日より前に受けていることを要する。
- (4) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (5) 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(協力金の額)

第5条 協力金の額は、別表1の第1欄の区分に応じた第2欄の金額とする。

- 2 本事業による協力金の支給は、支給対象施設1軒につき、1回とする。
- 3 本事業による協力金は、前項の規定にかかわらず、前金払することができる。なお、前金払は、支給対象施設1軒につき、別表2の第1欄の区分ごとに1回ずつとする。
- 4 前金払することができる協力金の額は、別表2の第1欄の区分に応じた第2欄の金額とする。

(協力金の申請及び支給の期間)

第6条 協力金の申請及び支給の期間は、令和3年8月26日から令和4年3月31日までの間で、実施要領において別に定めるものとする。

(協力金の支給基準等)

第7条 知事は、別に定める基準に基づき、協力金を支給対象者に支給する。

- 2 支給に係る審査は、非公開で行う。

(推進体制)

第8条 知事は、本事業の執行者として申請の受付、審査、支給の決定、支払等について適切に事業を運営し、統括する。

(その他)

第9条 本要綱に定めのない事項については、別に定める。

- 2 知事及び支給対象者は、協力金の支給等に関し国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則
(施行期日)

本要綱は、令和3年8月26日から施行する。

附 則 (令和3年9月17日改正)

(施行期日)

本要綱は、令和3年9月17日から施行する。

別表1 (第5条第1項関係)

第1欄		第2欄
区分		金額
兵庫県全域	左記区域内にある施設を運営し、原則として令和3年8月20日から同年9月12日、若しくは同年9月30日までの間、又は同年9月13日から同年9月30日までの間において休業等要請に協力した事業者(酒類及びカラオケを元々提供しておらず、通常、午前5時から午後8時までの時間帯のみ営業している施設は支給対象外)。ただし、休業又は時短営業を開始した日から休業等要請の終了日まで、定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して休業又は時短営業を実施し、第4条第3号に規定する許可の有効期限が休業等要請の期間の最終日以降であること。	施設につき <中小企業> 1日当たり4万円~10万円(※) ※前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定 ・10万円以下の店舗：4万円 ・10万円超~25万円の店舗： (前年等の1日当たり売上高) × 0.4 の額 ・25万円超の店舗：10万円 <大企業> (中小企業もこの方式を選択可能) 1日当たり1千円~20万円(※) ※前年又は前々年からの1日当たり売上高減少額に応じて単価決定 ・1日当たり売上高の減少額 × 0.4 (上限：20万円) ただし、施設の定休日等の店休日は支給対象外

別表2 (第5条第4項関係)

第1欄		第2欄
区分		金額
{8/20~9/12 要請分} 兵庫県全域	左記区域内にある施設を運営し、 ①令和3年8月20日から同年9月12日までの間、定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して休業等要請に協力する見込みであること(酒類及びカラオケを元々提供しておらず、通常、午前5時から午後8時までの時間帯のみ営業している施設は支給対象外) ②第4条第3号に規定する許可の有効期限が休業等要請の期間の最終日以降であること ③以前から兵庫県の要請に対して継続的に応じている施設であり、過去の兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第3期又は第4期)の支給を受けた実績があること ④本事業における協力金の申請において売上高方式(一律額による支給の場合を含む)で申請する施設であること(大企業、みなし大企業及び売上高減少方式を選択した中小企業は対象外) ⑤令和3年8月20日から同年9月12日までの要請期間(24日間)において、定休日等の店休日を除いて、休業等要請に協力した日数が12日以上となることが見込まれる施設であること ⑥これまで兵庫県の要請に違反した事実がないこと、又は兵庫県に対して過去の協力金について虚偽の申請を行っていないこと	施設につき、一律48万円

[9/13~9/30 要請分]
兵庫県全域

- 左記区域内にある施設を運営し、
- ①令和3年9月13日から同年9月30日までの間、定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して休業等要請に協力する見込みであること（酒類及びカラオケを元々提供しておらず、通常、午前5時から午後8時までの時間帯のみ営業している施設は支給対象外）
 - ②第4条第3号に規定する許可の有効期限が休業等要請の期間の最終日以降であること
 - ③以前から兵庫県の要請に対して継続的に応じている施設であり、過去の兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3期又は第4期）の支給を受けた実績があること
 - ④本事業における協力金の申請において売上高方式（一律額による支給の場合を含む）で申請する施設であること（大企業、みなし大企業及び売上高減少方式を選択した中小企業は対象外）
 - ⑤令和3年9月13日から同年9月30日までの要請期間（18日間）において、定休日等の店休日を除いて、休業等要請に協力した日数が9日以上となることが見込まれる施設であること
 - ⑥これまで兵庫県の要請に違反した事実がないこと、又は兵庫県に対して過去の協力金について虚偽の申請を行っていないこと

施設につき、一律36万円



第8期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給実施要領

(趣旨)

第1条 この要領(以下「要領」という。)は、第8期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給要綱(以下「支給要綱」という。)第3条に基づき、支給要綱に定めるもののほか、第8期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(以下「協力金」という。)支給の実施に必要な事項を定める。

(事務局の設置)

第2条 知事は兵庫県時短等協力金(飲食店向け)事務局(以下「事務局」という。)を設置し、支給に必要な事務を事務局が行う。

2 知事は、事務局の運営を民間事業者に委託して行わせることができる。

(申請書の提出)

第3条 協力金の支給を受けようとする事業者は、第8期兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、令和3年10月1日から令和3年10月31日までに、知事に提出しなければならない。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

2 電子申請により協力金の支給を受けようとする事業者は、令和3年10月1日から令和3年10月31日までに知事に電子申請しなければならない。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

3 協力金の前金払を受けようとする事業者は、令和3年8月20日から同年9月12日までの休業等要請分に係る前金払は、同年8月26日から同年9月10日までに、同年9月13日から同年9月30日までの休業等要請分に係る前金払は、同年9月17日から同年9月28日までに知事に電子申請しなければならない。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

(支給の決定)

第4条 知事は、第3条各項の規定による申請を受理し、協力金の支給を決定したときは、第8期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。ただし、第3条第3項の規定による申請を受理し、協力金の支給を決定した場合、第8期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給決定通知書(様式第2号)による申請者への通知はこの限りではない。

2 知事は、前項の規定による支給の決定をするに当たり、必要な条件を付することがある。

3 知事は、第3条各項の規定による申請の内容が支給要件を満たしていないと認めるときは、申請者に対し、第8期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金不支給決定通知書(様式第3号)によりその旨を通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第5条 第4条第1項若しくは同条第3項の規定による通知を受けた申請者が、当該通知に係る支給の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る協力金の支給の決定はなかったものとみなす。

(支給)

第6条 知事は、第4条第1項の規定により、申請者に対し支給の決定をしたときは、当該申請者に対し速やかに協力金を支給するものとする。

2 支給の期間は令和3年8月26日から令和3年12月31日までとする。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

(支給決定の取消し等)

第7条 知事は、第4条第1項の規定による支給の決定を受けた申請者が、次の各号の一に該当すると認められるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 支給要綱及び要領の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により協力金の支給を受けたとき。

(協力金の返還)

第8条 知事は、前条の取消し決定を行った場合において、申請者に対して協力金を既に支給済みであるときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させるものとする。

2 知事は、第4条第1項の規定により、申請者に対し支給の決定をした場合において、申請者に対して既にその額を超える協力金を支給済みであるときは、期限を定めて、既に支給されている超過分の協力金を返還させるものとする。

(遅延利息の納付)

第9条 前条の規定により、協力金の返還を命じられた申請者が、その返還に係る協力金を納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

(申請書等の不備等の取扱い)

第10条 第3条各項の規定により申請した内容について不備等がある場合、知事は申請者に不備解消を求めるが、知事が指定する期限までに申請書等の不備解消に至らなかった場合、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 知事が第4条第1項の規定による支給決定を行った後、申請書等の不備による振込不能があった場合、知事は申請者に不備解消を求めるが、知事が指定する期限までに申請書等の不備解消に至らなかった場合、当該申請は取り下げられたものとする。

(補則)

第11条 要領に定めるもののほか、協力金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は令和3年8月26日から適用する。

附 則 (令和3年9月17日改正)

この要領は令和3年9月17日から適用する。

第9期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴い、令和3年10月1日から知事が行った営業時間の短縮（以下「時短営業」という。）等の要請（以下「時短等要請」という。）に協力した事業者に対し、第9期兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金」という。）を支給する事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱及び知事が別に定める第9期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給実施要領（以下「実施要領」という。）において、「事業者」とは、法人及び個人をいう。

(実施要領の作成)

第3条 本事業の実施に当たっての運用及び取扱いについては、本要綱によるほか、実施要領による。

(支給対象者)

第4条 本事業の支給対象者は、次の各号の全てを満たす事業者をいう。なお、第4号及び第5号において、申請者が法人である場合には、その代表者についても同様とする。

- (1) 時短等要請の対象となる施設を運営する事業者であること。
- (2) 時短等要請への協力開始日より前に開業し、営業実態があること。
- (3) 対象となる施設が、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条各号に規定する飲食店営業等において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可を受けていること。なお、当該許可については、時短等要請への協力開始日より前に受けていることを要する。
- (4) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (5) 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(協力金の額)

第5条 協力金の額は、別表1の第1欄の区分に応じた第2欄の金額とする。

- 2 本事業による協力金の支給は、支給対象施設1軒につき、1回とする。
- 3 本事業による協力金は、前項の規定にかかわらず、前金払することができる。なお、前金払は、支給対象施設1軒につき、1回とする。
- 4 前金払することができる協力金の額は、別表2の第1欄の区分に応じた第2欄の金額とする。

(協力金の申請及び支給の期間)

第6条 協力金の申請及び支給の期間は、令和3年10月5日から令和4年3月31日までの間で、実施要領において別に定めるものとする。

(協力金の支給基準等)

第7条 知事は、別に定める基準に基づき、協力金を支給対象者に支給する。

- 2 支給に係る審査は、非公開で行う。

(推進体制)

第8条 知事は、本事業の執行者として申請の受付、審査、支給の決定、支払等について適切に事業を運営し、統括する。

(その他)

第9条 本要綱に定めのない事項については、別に定める。

- 2 知事及び支給対象者は、協力金の支給等に関し国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則
(施行期日)

本要綱は、令和3年10月5日から施行する。

別表1 (第5条第1項関係)

第1欄		第2欄
区分		金額
兵庫県全域	左記区域内にある施設を運営し、原則として令和3年10月1日から同年10月21日までの間において時短等要請に協力した事業者。ただし、時短営業を開始した日から時短等要請の終了日まで、定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業(休業を含む)、酒類提供の時間制限又は自粛、カラオケ設備の利用自粛を実施し、第4条第3号に規定する許可の有効期限が時短等要請の期間の最終日以降であること。	<p>施設につき</p> <p><中小企業> 1日当たり2.5万円~7.5万円(※) ※前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 83,333円以下の店舗：2.5万円 ・ 83,334円~25万円の店舗： (前年等の1日当たり売上高) × 0.3の額 ・ 25万円超の店舗：7.5万円 <p><大企業> (中小企業もこの方式を選択可能) 1日当たり1千円~20万円(※) ※前年又は前々年からの1日当たり売上高減少額に応じて単価決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日当たり売上高の減少額 × 0.4 (上限：20万円又は前年等の1日当たり売上高 × 0.3のいずれか低い額) <p>ただし、施設の定休日等の店休日は支給対象外</p>

別表2 (第5条第4項関係)

第1欄		第2欄
区分		金額
兵庫県全域	<p>左記区域内にある施設を運営し、</p> <p>①令和3年10月1日から同年10月21日までの間、定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短等要請に協力する見込みであること</p> <p>②第4条第3号に規定する許可の有効期限が休業等要請の期間の最終日以降であること</p> <p>③以前から兵庫県の要請に対して継続的に応じている施設であり、過去の兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第3期又は第4期)の支給を受けた実績があること</p> <p>④本事業における協力金の申請において売上高方式(一律額による支給の場合を含む)で申請する施設であること(大企業、みなし大企業及び売上高減少方式を選択した中小企業は対象外)</p> <p>⑤令和3年10月1日から同年10月21日までの要請期間(21日間)において、定休日等の店休日を除いて、時短等要請に協力した日数(本来営業予定だった日を休業する場合を含む)が10日間以上となることが見込まれる施設であること</p> <p>⑥これまで兵庫県の要請に違反した事実がないこと、又は兵庫県に対して過去の協力金について虚偽の申請を行っていないこと</p>	施設につき、一律25万円

第9期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給実施要領

(趣旨)

第1条 この要領(以下「要領」という。)は、第9期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給要綱(以下「支給要綱」という。)第3条に基づき、支給要綱に定めるもののほか、第9期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(以下「協力金」という。)支給の実施に必要な事項を定める。

(事務局の設置)

第2条 知事は兵庫県時短等協力金(飲食店向け)事務局(以下「事務局」という。)を設置し、支給に必要な事務を事務局が行う。

2 知事は、事務局の運営を民間事業者に委託して行わせることができる。

(申請書の提出)

第3条 協力金の支給を受けようとする事業者は、第9期兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、令和3年10月22日から令和3年11月19日までに、知事に提出しなければならない。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

2 電子申請により協力金の支給を受けようとする事業者は、令和3年10月22日から令和3年11月19日までに知事に電子申請しなければならない。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

3 協力金の前金払を受けようとする事業者は、令和3年10月1日から同年10月21日までの時短等要請分に係る前金払は、同年10月5日から同年10月18日までに知事に電子申請しなければならない。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

(支給の決定)

第4条 知事は、第3条各項の規定による申請を受理し、協力金の支給を決定したときは、第9期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。ただし、第3条第3項の規定による申請を受理し、協力金の支給を決定した場合、第9期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給決定通知書(様式第2号)による申請者への通知はこの限りではない。

2 知事は、前項の規定による支給の決定をするに当たり、必要な条件を付することがある。

3 知事は、第3条各項の規定による申請の内容が支給要件を満たしていないと認めるときは、申請者に対し、第9期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金不支給決定通知書(様式第3号)によりその旨を通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第5条 第4条第1項若しくは同条第3項の規定による通知を受けた申請者が、当該通知に係る支給の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る協力金の支給の決定はなかったものとみなす。

(支給)

第6条 知事は、第4条第1項の規定により、申請者に対し支給の決定をしたときは、当該申請者に対し速やかに協力金を支給するものとする。

2 支給の期間は令和3年10月5日から令和4年1月31日までとする。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

(支給決定の取消し等)

第7条 知事は、第4条第1項の規定による支給の決定を受けた申請者が、次の各号の一に該当すると認められるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 支給要綱及び要領の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により協力金の支給を受けたとき。

(協力金の返還)

第8条 知事は、前条の取消し決定を行った場合において、申請者に対して協力金を既に支給済みであるときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させるものとする。

2 知事は、第4条第1項の規定により、申請者に対し支給の決定をした場合において、申請者に対して既にその額を超える協力金を支給済みであるときは、期限を定めて、既に支給されている超過分の協力金を返還させるものとする。

(遅延利息の納付)

第9条 前条の規定により、協力金の返還を命じられた申請者が、その返還に係る協力金を納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

(申請書等の不備等の取扱い)

第10条 第3条各項の規定により申請した内容について不備等がある場合、知事は申請者に不備解消を求めるが、知事が指定する期限までに申請書等の不備解消に至らなかった場合、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 知事が第4条第1項の規定による支給決定を行った後、申請書等の不備による振込不能があった場合、知事は申請者に不備解消を求めるが、知事が指定する期限までに申請書等の不備解消に至らなかった場合、当該申請は取り下げられたものとする。

(補則)

第11条 要領に定めるもののほか、協力金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は令和3年10月5日から適用する。

第10期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴い、令和4年1月27日から知事が行った営業時間の短縮等（以下「時短営業」という。）の要請（以下「時短要請」という。）に協力した事業者に対し、第10期兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金」という。）を支給する事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱及び知事が別に定める第10期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給実施要領（以下「実施要領」という。）において、「事業者」とは、法人及び個人をいう。

(実施要領の作成)

第3条 本事業の実施に当たっての運用及び取扱いについては、本要綱によるほか、実施要領による。

(支給対象者)

第4条 本事業の支給対象者は、次の各号の全てを満たす事業者をいう。なお、第4号及び第5号において、申請者が法人である場合には、その代表者についても同様とする。

- (1) 時短要請の対象となる施設を運営する事業者であること。
- (2) 時短要請への協力開始日より前に開業し、営業実態があること。
- (3) 対象となる施設が、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条各号に規定する飲食店営業等において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可を受けていること。なお、当該許可については、時短要請への協力開始日より前に受けていることを要する。
- (4) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (5) 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(協力金の額)

第5条 協力金の額は、別表1の第1欄の区分に応じた第2欄の金額とする。

2 本事業による協力金の支給は、支給対象施設1軒につき、1回とする。

(協力金の申請及び支給の期間)

第6条 協力金の申請及び支給の期間は、令和4年3月7日から令和4年3月31日までの間で、実施要領において別に定めるものとする。

(協力金の支給基準等)

第7条 知事は、別に定める基準に基づき、協力金を支給対象者に支給する。

2 支給に係る審査は、非公開で行う。

(推進体制)

第8条 知事は、本事業の執行者として申請の受付、審査、支給の決定、支払等について適切に事業を運営し、統括する。

(その他)

第9条 本要綱に定めのない事項については、別に定める。

2 知事及び支給対象者は、協力金の支給等に関し国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

本要綱は、令和4年3月7日から施行する。

別表1 (第5条第1項関係)

第1欄	第2欄
区分	金額
<p>兵庫県全域</p> <p>左記区域内にある施設を運営し、原則として令和4年1月27日から同年3月6日までの間において時短要請に協力した事業者。ただし、時短営業を開始した日から時短要請の終了日まで、定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業(休業を含む)、酒類提供の時間制限又は自粛し、第4条第3号に規定する許可の有効期限が時短要請の期間の最終日以降であること。</p>	<p>施設につき <中小企業> 2019年から2021年までのいずれかの年(以下「前年等」という。)の2月の1日当たり売上高に応じて単価決定</p> <p>【新型コロナ対策適正店認証制度認証店舗(認証店※1)】 ※1 認証を取得した日から認証店として取り扱う ・ 下記要請内容①又は②のいずれに依るか選択できる</p> <p>①通常(※2)午後9時から翌朝午前5時までの時間帯に営業する店舗が、営業時間を午前5時から午後9時までに短縮し、かつ、酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)を午前11時から午後8時30分までとした店舗</p> <p>1日当たり2.5万円～7.5万円(※3)</p> <p>〔※3・83,333円以下の店舗：2.5万円 ・83,334円～25万円の店舗： (前年等の1日当たり売上高)×0.3の額 ・25万円超の店舗：7.5万円〕</p> <p>※2 「通常」とは、原則として令和3年10月から令和4年1月までの県による時短要請が発出されていない時期を指す</p> <p>②通常(※2)午後8時から翌朝午前5時までの時間帯に営業する店舗が、営業時間を午前5時から午後8時までに短縮、かつ酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)を終日しなかった店舗</p> <p>1日当たり3万円～10万円(※4)</p> <p>〔※4・7.5万円以下の店舗：3万円 ・7.5万円超～25万円の店舗： (前年等の1日当たり売上高)×0.4の額 ・25万円超の店舗：10万円〕</p> <p>【上記以外の店舗(非認証店)】 通常(※2)午後8時から翌朝午前5時までの時間帯に営業する店舗が、営業時間を午前5時から午後8時までに短縮、かつ酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)を終日しなかった店舗</p> <p>1日当たり3万円～10万円(※4)</p> <p><大企業>(中小企業もこの方式を選択可能) 前年等の2月から令和4年2月の1日当たり売上高の減少額に応じて単価決定</p> <p>①通常(※2)午後9時から翌朝午前5時までの時間帯に営業する店舗が、営業時間を午前5時から午後9時までに短縮し、かつ、酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)を午前11時から午後8時30分までとした店舗</p> <p>1日当たり1千円～20万円(※5)</p> <p>〔※5 前年等の2月から令和4年2月の1日当たり売上高の減少額×0.4 (上限：20万円又は前年等の2月の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額)〕</p> <p>②通常(※2)午後8時から翌朝午前5時までの時間帯に営業する店舗が、営業時間を午前5時から午後8時までに短縮、かつ酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)を終日しなかった店舗</p> <p>1日当たり1千円～20万円(※6)</p> <p>〔※6 前年等の2月から令和4年2月の1日当たり売上高の減少額×0.4 (上限：20万円)〕</p> <p>ただし、施設の定休日等の店休日は支給対象外</p>

第10期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給実施要領

(趣旨)

第1条 この要領（以下「要領」という。）は、第10期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給要綱（以下「支給要綱」という。）第3条に基づき、支給要綱に定めるもののほか、第10期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金」という。）支給の実施に必要な事項を定める。

(事務局の設置)

第2条 知事は兵庫県時短等協力金（飲食店向け）事務局（以下「事務局」という。）を設置し、支給に必要な事務を事務局が行う。

2 知事は、事務局の運営を民間事業者に委託して行わせることができる。

(申請書の提出)

第3条 協力金の支給を受けようとする事業者は、第10期兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、令和4年3月7日から令和4年3月31日までに、知事に提出しなければならない。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

2 電子申請により協力金の支給を受けようとする事業者は、令和4年3月7日から令和4年3月31日までに知事に電子申請しなければならない。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

(支給の決定)

第4条 知事は、第3条各項の規定による申請を受理し、協力金の支給を決定したときは、第10期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による支給の決定をするに当たり、必要な条件を付することがある。

3 知事は、第3条各項の規定による申請の内容が支給要件を満たしていないと認めるときは、申請者に対し、第10期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金不支給決定通知書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第5条 第4条第1項若しくは同条第3項の規定による通知を受けた申請者が、当該通知に係る支給の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る協力金の支給の決定はなかったものとみなす。

(支給)

第6条 知事は、第4条第1項の規定により、申請者に対し支給の決定をしたときは、当該申請者に対し速やかに協力金を支給するものとする。

2 支給の期間は令和4年3月7日から令和4年3月31日までとする。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

3 第9期以前の協力金について県への返還額があり、未納となっている申請者に対しては、協力金の額から当該未返還額を相殺して、その差額を支給することができる。

(支給決定の取消し等)

第7条 知事は、第4条第1項の規定による支給の決定を受けた申請者が、次の各号の一に該当すると認められるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 支給要綱及び要領の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により協力金の支給を受けたとき。

2 知事は、前項の取消しの決定を行った場合において、申請者に対して協力金を既に支給済みであるときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させるものとする。

(遅延利息の納付)

第8条 前条の規定により、協力金の返還を命じられた申請者が、その返還に係る協力金を納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

(申請書等の不備等の取扱い)

第9条 第3条各項の規定により申請した内容について不備等がある場合、知事は申請者に不備解消を求めるが、知事が指定する期限までに申請書等の不備解消に至らなかった場合、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 知事が第4条第1項の規定による支給決定を行った後、申請書等の不備による振込不能があった場合、知事は申請者に不備解消を求めるが、知事が指定する期限までに申請書等の不備解消に至らなかった場合、当該申請は取り下げられたものとする。

(補則)

第10条 要領に定めるもののほか、協力金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は令和4年3月7日から適用する。

第11期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴い、令和4年3月7日から知事が行った営業時間の短縮等（以下「時短営業」という。）の要請（以下「時短要請」という。）に協力した事業者に対し、第11期兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金」という。）を支給する事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱及び知事が別に定める第11期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給実施要領（以下「実施要領」という。）において、「事業者」とは、法人及び個人をいう。

(実施要領の作成)

第3条 本事業の実施に当たっての運用及び取扱いについては、本要綱によるほか、実施要領による。

(支給対象者)

第4条 本事業の支給対象者は、次の各号の全てを満たす事業者をいう。なお、第4号及び第5号において、申請者が法人である場合には、その代表者についても同様とする。

- (1) 時短要請の対象となる施設を運営する事業者であること。
- (2) 時短要請への協力開始日より前に開業し、営業実態があること。
- (3) 対象となる施設が、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条各号に規定する飲食店営業等において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可を受けていること。なお、当該許可については、時短要請への協力開始日より前に受けていることを要する。
- (4) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (5) 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(協力金の額)

第5条 協力金の額は、別表1の第1欄の区分に応じた第2欄の金額とする。

2 本事業による協力金の支給は、支給対象施設1軒につき、1回とする。

(協力金の申請及び支給の期間)

第6条 協力金の申請及び支給の期間は、令和4年3月31日から令和5年3月31日までの間で、実施要領において別に定めるものとする。

(協力金の支給基準等)

第7条 知事は、別に定める基準に基づき、協力金を支給対象者に支給する。

2 支給に係る審査は、非公開で行う。

(推進体制)

第8条 知事は、本事業の執行者として申請の受付、審査、支給の決定、支払等について適切に事業を運営し、統括する。

(その他)

第9条 本要綱に定めのない事項については、別に定める。

2 知事及び支給対象者は、協力金の支給等に関し国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

本要綱は、令和4年3月31日から施行する。

別表1 (第5条第1項関係)

第1欄 区分	第2欄 金額
<p>兵庫県全域</p> <p>左記区域内にある施設を運営し、原則として令和4年3月7日から同年3月21日までの間において時短要請に協力した事業者。ただし、時短営業を開始した日から時短要請の終了日まで、定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業(休業を含む)、酒類提供の時間制限又は自粛し、第4条第3号に規定する許可の有効期限が時短要請の期間の最終日以降であること。</p>	<p>施設につき <中小企業> 2019年から2021年までのいずれかの年(以下「前年等」という。)の3月の1日当たり売上高に応じて単価決定</p> <p>【新型コロナ対策適正店認証制度認証店舗(認証店※1)】 ※1 認証を取得した日から認証店として取り扱う ・下記要請内容①又は②のいずれに応じるか選択できる</p> <p>①通常(※2)午後9時から翌朝午前5時までの時間帯に営業する店舗が、営業時間を午前5時から午後9時までに短縮し、かつ、酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)を午前11時から午後8時30分までとした店舗</p> <p>1日当たり2.5万円~7.5万円(※3)</p> <p>※3・83,333円以下の店舗:2.5万円 ・83,334円~25万円の店舗: (前年等の1日当たり売上高)×0.3の額 ・25万円超の店舗:7.5万円</p> <p>※2「通常」とは、原則として令和3年10月から令和4年1月までの県による時短要請が発出されていない時期を指す</p> <p>②通常(※2)午後8時から翌朝午前5時までの時間帯に営業する店舗が、営業時間を午前5時から午後8時までに短縮、かつ酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)を終日しなかった店舗</p> <p>1日当たり3万円~10万円(※4)</p> <p>※4・7.5万円以下の店舗:3万円 ・7.5万円超~25万円の店舗: (前年等の1日当たり売上高)×0.4の額 ・25万円超の店舗:10万円</p> <p>【上記以外の店舗(非認証店)】 通常(※2)午後8時から翌朝午前5時までの時間帯に営業する店舗が、営業時間を午前5時から午後8時までに短縮、かつ酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)を終日しなかった店舗</p> <p>1日当たり3万円~10万円(※4)</p> <p><大企業>(中小企業もこの方式を選択可能) 前年等の3月から令和4年3月の1日当たり売上高の減少額に応じて単価決定</p> <p>①通常(※2)午後9時から翌朝午前5時までの時間帯に営業する店舗が、営業時間を午前5時から午後9時までに短縮し、かつ、酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)を午前11時から午後8時30分までとした店舗</p> <p>1日当たり1千円~20万円(※5)</p> <p>※5 前年等の3月から令和4年3月の1日当たり売上高の減少額×0.4 (上限:20万円又は前年等の3月の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額)</p> <p>②通常(※2)午後8時から翌朝午前5時までの時間帯に営業する店舗が、営業時間を午前5時から午後8時までに短縮、かつ酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)を終日しなかった店舗</p> <p>1日当たり1千円~20万円(※6)</p> <p>※6 前年等の3月から令和4年3月の1日当たり売上高の減少額×0.4 (上限:20万円)</p> <p>ただし、施設の定休日等の店休日は支給対象外</p>

第11期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給実施要領

(趣旨)

第1条 この要領（以下「要領」という。）は、第11期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給要綱（以下「支給要綱」という。）第3条に基づき、支給要綱に定めるもののほか、第11期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金」という。）支給の実施に必要な事項を定める。

(事務局の設置)

第2条 知事は兵庫県時短等協力金（飲食店向け）事務局（以下「事務局」という。）を設置し、支給に必要な事務を事務局が行う。

2 知事は、事務局の運営を民間事業者に委託して行わせることができる。

(申請書の提出)

第3条 協力金の支給を受けようとする事業者は、第11期兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、令和4年3月31日から令和4年5月20日までに、知事に提出しなければならない。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

2 電子申請により協力金の支給を受けようとする事業者は、令和4年3月31日から令和4年5月20日までに知事に電子申請しなければならない。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

(支給の決定)

第4条 知事は、第3条各項の規定による申請を受理し、協力金の支給を決定したときは、第11期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による支給の決定をするに当たり、必要な条件を付することがある。

3 知事は、第3条各項の規定による申請の内容が支給要件を満たしていないと認めるときは、申請者に対し、第11期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金不支給決定通知書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第5条 第4条第1項若しくは同条第3項の規定による通知を受けた申請者が、当該通知に係る支給の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る協力金の支給の決定はなかったものとみなす。

(支給)

第6条 知事は、第4条第1項の規定により、申請者に対し支給の決定をしたときは、当該申請者に対し速やかに協力金を支給するものとする。

2 支給の期間は令和4年3月31日から令和4年7月31日までとする。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

3 第10期以前の協力金について県への返還額があり、未納となっている申請者に対しては、協力金の額から当該未返還額を相殺して、その差額を支給することができる。

(支給決定の取消し等)

第7条 知事は、第4条第1項の規定による支給の決定を受けた申請者が、次の各号の一に該当すると認められるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 支給要綱及び要領の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により協力金の支給を受けたとき。
- 2 知事は、前項の取消しの決定を行った場合において、申請者に対して協力金を既に支給済みであるときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させるものとする。

(遅延利息の納付)

第8条 前条の規定により、協力金の返還を命じられた申請者が、その返還に係る協力金を納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

(申請書等の不備等の取扱い)

第9条 第3条各項の規定により申請した内容について不備等がある場合、知事は申請者に不備解消を求めるが、知事が指定する期限までに申請書等の不備解消に至らなかった場合、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 知事が第4条第1項の規定による支給決定を行った後、申請書等の不備による振込不能があった場合、知事は申請者に不備解消を求めるが、知事が指定する期限までに申請書等の不備解消に至らなかった場合、当該申請は取り下げられたものとする。

(補則)

第10条 要領に定めるもののほか、協力金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は令和4年3月31日から適用する。